

○枚方市スポーツ推進審議会条例

平成28年 3月14日

条例第 3号

改正 平成29年 9月13日 条例第40号

令和 2年 3月10日 条例第 1号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（令 2 条例 1 ・ 一部改正）

(担当事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) スポーツ基本法第10条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画の策定及び推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項

（令 2 条例 1 ・ 一部改正）

(組織)

第 3 条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民団体又は関係団体を代表する者

(3) 公募による市民

（令 2 条例 1 ・ 一部改正）

(委員の委嘱)

第 4 条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、審議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

（令 2 条例 1 ・ 一部改正）

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、市長）が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（令2条例1・一部改正）

（会議の公開等）

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（平29条例40・一部改正）

（部会）

第9条 会長は、審議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者に対する協力要請）

第10条 審議会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令2条例1・一部改正）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和2年3月10日条例第1号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。